

公 告

第12次鳥取市総合計画等策定支援業務について、事業者を選定するため公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月3日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 業務の概要

(1) 業務名

第12次鳥取市総合計画等策定支援業務

(2) 業務内容

次期鳥取市総合計画及び鳥取市創生総合戦略の策定に向けた基礎調査、市民ワークショップ開催支援並びに次期鳥取市総合計画及び次期鳥取市創生総合戦略の策定支援等に関する業務。詳細は、第12次鳥取市総合計画等策定支援業務仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費上限額

金14,993,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）令和6年度：13,493,000円

令和7年度：1,500,000円

2 参加資格

公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、法人又は個人で、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。

(3) 本プロポーザルの公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 令和元年度から令和5年度までに、地方自治体から総合計画又はこれに準ずる計画等自治体最上位計画の策定業務を受託し、完了した実績があること。

3 実施要領のダウンロード

本プロポーザル実施要領は、鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードするものとする。

鳥取市公式ウェブサイト

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1711676805464/index.html>

4 参加意向表明書の提出

(1) 受付期間

令和6年4月3日（水）から令和6年4月19日（金）まで

(2) 提出方法

8の担当部局に電子メールで参加意向表明書を添付し送信すること。

5 参加申込み及び企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する鳥取市の休日は除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

8の担当部局に持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、受付期間までに必着のこと。）すること。

6 選考方法等

鳥取市が設置する審査会において企画提案の内容、業務の実施能力等を総合的に評価し、最優秀提案者を決定するものとする。

7 契約の締結

決定した最優秀提案者と本市が協議し、本業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結するものとする。なお、決定した最優秀提案者と本市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選考結果において順位点が次に高い提案者と契約締結の交渉を行うものとする。

8 担当部局

〒680-8571

鳥取市幸町71番地

鳥取市企画推進部政策企画課地方創生推進室（鳥取市役所本庁舎3階）

TEL：0857-30-8014

FAX：0857-20-3040

電子メール：sousei@city.tottori.lg.jp

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、8の担当部局とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、法令等に定めがある場合を除き、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (5) その他詳細は、第12次鳥取市総合計画等策定支援業務公募型プロポーザル実施要領による。